

## 第4章 自然環境と生物多様性<sup>1</sup>の保全

### 第1節 自然資源の持続可能な利用

#### 【現状と課題】

#### (1) 自然公園<sup>2</sup>等の指定

我が国を代表する優れた自然の風景地である国立公園やそれに準ずる地域である国定公園は「自然公園法」に基づき国より指定されています。また、都道府県を代表する優れた自然の風景地である県立自然公園は条例に基づき県知事が指定しています。これらの自然公園においては、生物多様性の確保など自然環境の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として適正な利用を推進しています。自然公園の保護と利用を適正に行うため、それぞれの公園ごとに公園計画が定められています。

県内には、瀬戸内海国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園及び6箇所の県立自然公園があり、それらの面積は県土の約4%を占めています。

また、このほかに、県内の優れた自然環境の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づき「自然環境保全地域<sup>3</sup>」等の指定を行っています。《自然公園等指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-1-1 自然公園の面積（令和5年4月1日現在）

区 分	箇所数	総面積 (ha)	特別地域		普通地域
				うち特別保護地区	
国立公園	1	10,685	7,569	203	3,116
国定公園	2	20,731	20,731	692	—
県立自然公園	6	6,441	6,441	—	—
計	9	37,857	34,741	895	3,116

資料：県自然環境課

図表 4-1-2 県自然環境保全地域等の地域数及び面積（令和5年4月1日現在）

区 分	地域（区）数	総面積 (ha)
県自然環境保全地域	27	2,054（特別地区1,248、普通地区806）
緑地環境保全地域	22	818
自然海浜保全地区	19	17（陸域面積）
計	68	2,889

資料：県自然環境課

#### (2) 自然とのふれあいの増進

自然公園及び野外レクリエーション内の施設利用者は、新型コロナウイルス感染症に係る行動制限の解除等により、令和3年に比べて増加しました。

《自然公園等位置図は、「広島県環境データ集」参照》

1 生物多様性：自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。

2 自然公園：自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護し利用することを目的として地域を指定する公園制度。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類がある。

3 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

図表 4-1-3 自然公園等の利用者数 (単位：千人)

区 分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
国 立 公 園	7,732	8,032	7,089	7,367	3,524	3,062	4,286
国 定 公 園	1,039	995	918	870	595	619	649
県 立 自 然 公 園	503	521	357	423	426	408	417
県 民 の 森	113	122	111	112	14※2	115	122
もみのき森林公園	174	179	163	167	127	114	130
県 民 の 浜	64	65	41	51	29	32	44
中 央 森 林 公 園	307	295	285	288	246	232	267
中 国 自 然 歩 道	340	365	319	328	228	323	406
県 自 然 歩 道	34	36	33	34	33	31	34
合 計	10,305	10,610	9,316	9,641	5,222	4,936	6,353

※1 端数処理の関係で、合計は一致しないことがある。

資料：県自然環境課

※2 県民の森のR2利用者数については、R2.7月末までの数値

図表 4-1-4 野外レクリエーション施設等の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	規 模
県 民 の 森	1,164 ha
もみのき森林公園	400 ha
県 民 の 浜	23 ha
中 央 森 林 公 園	267 ha
中 国 自 然 歩 道	455 km
県 自 然 歩 道	125 km

資料：県自然環境課

### (3) 水辺の保全・再生

河川整備においては、災害防止の観点とともに、生物の生育・育成、水の浄化等の機能を保全・創造することの重要性を認識し、自然環境や生態系の保全に配慮した多自然型工法の導入や、親水性や景観に配慮した護岸整備を進めています。

一方、県内の自然海岸は、高度経済成長期から行われた各種の開発行為等により、約31.5%が残存するのみとなっていることから、優れた環境を有する自然海岸の保全を図るため「自然海浜保全条例」に基づき「自然海浜保全地区」に指定しています。

水質の浄化機能を有し、魚介類の産卵・成育等の場として重要である藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少していることから、残された藻場・干潟を保護・保全するとともに、周辺の景観や生態系などの自然環境と調和した人工海浜や離岸堤、緩傾斜護岸の整備等を行う必要があります。

また、ダム貯水池、ため池、農業用水路などの水辺は、魚、昆虫をはじめ野鳥が活動し、水生植物などを含む豊かな生物相が育まれており、地域住民の散策、レクリエーションなどの憩いの場所として、重要な役割を果たしています。《自然海浜保全地区指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-1-5 自然海浜保全地区数及び面積 (令和5年4月1日現在)

区 分	地区数	陸域面積 (ha)
自然海浜保全地区	19	17

資料：県自然環境課

**(4) 瀬戸内海の総合的な環境保全・創造施策の推進**

高度経済成長期に、工場排水や生活排水などにより悪化した瀬戸内海の水質環境は、これまでの規制措置により危機的な状況は脱したものの、近年は横ばいの状況にあります。

本県の藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少傾向でしたが、藻場等の造成や海底の堆積物除去などにより、近年は横ばいの状況にあります。

自然海岸については、約 31.5%が残存するのみで、全国の 53.1%に比べ少なくなっています（平成 10 年時点。環境庁第 5 回自然環境保全基礎調査より）。

今後の瀬戸内海の環境施策においては、従来の規制を中心とした保全型施策の充実に加え、失われた自然や自然のもつ機能をどのように回復していくかという視点で、地域の特性に応じた新たな環境修復・創造施策を展開していくことが求められています。

**【成果指標】**

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R4)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の 達成率	進捗状況
自然環境課	自然公園利用者数	千人	9,642	6,353	基準年度値 より増加 (R7)	9,642	65.9%	未達成
自然環境課	県自然環境保全地域面積	ha	2,054	2,054	2,054 (R7)	2,054	100.0%	目標どおり達成
自然環境課	自然公園面積		37,857	37,857	37,857 (R7)	37,857	100.0%	目標どおり達成
自然環境課	自然海浜保全地区面積（陸域）	ha	17	17	17 (R7)	17	100.0%	目標どおり達成
森林保全課	森林ボランティア参加数	人	78,108	60,163	78,108 (R7)	78,108	77.0%	未達成
水産課	アマモ場、ガラモ場等の造成面積※2	ha	26.2※3	40.2	46.2※4 (R7)	36	111.7%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 この造成面積は、県が造成した面積（市町が造成した面積は含んでいない。）

※3 平成 23 年度～令和元年度の累計

※4 平成 23 年度～令和 7 年度の累計

**<未達成の項目の要因と今後の対応方針>**

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
自然公園利用者数	自然公園利用者数は R1 年度まで概ね目標を達成していたが、近年のコロナ禍の影響により 6,353 千人（R4 実績）にとどまり、最終年度の目標数値（9,642 千人）に対して 66%程度となっている。	自然公園等施設において快適な施設利用ができるよう、計画的な更新、機能強化を図るとともに、自然公園等施設の魅力向上や民間活力の導入の検討など施設の活性化に取り組む。
森林ボランティア参加数	森林ボランティア参加数については、R1 年度までは順調に増加傾向にあったが、近年のコロナ禍の影響により、60,163 人とどまり、最終年度の目標値（78,108 人）に対して 77%となっている。	森林ボランティア活動については、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じた活動を推進することで、目標値である「森林ボランティア参加者数が R1 実績値（78,108 人）以上」を目指していく。

**【取組状況】**

**(1) 自然公園等の保全対策の推進**

**ア 自然公園等の保全と管理** [自然環境課]

自然的・社会的条件の変化に対し、保護と利用の調和を図っています。

**【令和4年度実績・令和5年度内容】** 令和4年度は自然災害による自然公園内の早期復旧に努めたところです。令和5年度は計画的な更新・機能強化を図り、更なる利用促進に向けた取組みをすすめていきます。

**イ 自然公園等施設整備事業** [自然環境課]

自然公園等（国立公園、国定公園、県立自然公園、野外レクリエーション施設及び長距離自然歩道（中国自然歩道、県自然歩道））においては、新しい生活様式や多様化する利用者ニーズ、施設の老朽化を踏まえた自然公園等施設の魅力向上や民間活力の導入の検討など、施設の活性化に取り組めます。

**【令和4年度実績】**

公園名	事業箇所	内容
瀬戸内海国立公園	宮島	もみぢ橋架け替え調査
瀬戸内海国立公園	後山	展望台改修
西中国山地国定公園	三段峡	歩道安全対策
比婆道後帝釈国定公園	県民の森	スキーリフト整備等
比婆道後帝釈国定公園	帝釈公園	ケビン給水管改修

**【令和5年度内容】**

公園名	事業箇所	内容
西中国山地国定公園	三段峡	歩道法面等安全対策工事
比婆道後帝釈国定公園	県民の森	スキーリフト整備
比婆道後帝釈国定公園	帝釈峡	橋梁塗装
野外レクリエーション施設	もみのき森林公園	施設再整備等
野外レクリエーション施設	中央森林公園	給水管改修

※1箇所当たりの事業費が1,000万円以上のものを掲載

**(2) 水辺の保全・再生**

**ア 自然海浜保全地区の指定等** [自然環境課]

優れた環境を有する自然海岸を自然海浜保全地区に指定し、自然海浜の保全及び適正な利用を図っています。

**【令和4年度実績・令和5年度内容】** 自然海浜保全地区（19か所）の保全と適正な利用を推進。

**イ 水産基盤整備事業** [水産課]

藻場<sup>4</sup>や干潟<sup>5</sup>などの魚介類の産卵、幼稚魚の育成のための場づくりや、優良な漁場を構成するとともに、海底に堆積したゴミを除去して漁場環境を保全することにより、漁場生産力の向上を図っています。

4 藻場：沿岸浅海域で、大型の海藻や海草が濃密に繁茂し群落を形成している場所。魚の産卵や生育の場として重要な役割を果たしている。

5 干潟：干潮時に現れる砂泥質の平坦な場所。プランクトンなどの微生物や多種多様な生物の生息の場となり、海水を浄化する機能がある。水鳥の飛来場所にもなっている。

【令和4年度実績】藻場の造成（広島県 2.8 ha）、海底の清掃（呉市 4.70km<sup>2</sup>）を実施。

【令和5年度内容】藻場の造成（広島県 2.8ha）、海底の清掃（呉市 4.40km<sup>2</sup>）を実施。

#### ウ 多自然川づくり [河川課]

水生生物・水生植物の維持・回復に配慮した工法の採用等により、自然環境に配慮した河川の整備を進めています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】椋梨川及び三津大川（東広島市）において、災害関連事業に伴う護岸等設計及び工事を実施中。引き続き、生物環境調査結果を踏まえ、地域の状況を考慮した工法により整備を促進。

#### エ 美しい川づくり [河川課]

猿猴川は、広島駅を利用して広島を訪れた方が最初に目に触れる河川であり、この周辺は「広島らしさ」を発信する絶好のエリアです。そこで、広島駅周辺地区の水辺を、水の都の玄関口にふさわしい広島の象徴的な空間とするため、県と広島市が連携して「美しい川づくり」に取り組んでいます。

【令和4年度実績・令和5年度内容】民間主体の恒常的かつ自立的な賑わい創出に向けた検討。

#### オ 放置艇の解消 [港湾振興課]

秩序ある公有水面の利用を図っていくため、令和7年度末までに県内の放置艇を解消することを目標に、プレジャーボート等の係留保管の適正化に取り組んでいます。

【令和4年度実績】関係条例改正の上、地区別実施計画に基づき、現場における新たな放置等禁止区域の指定、係留許可等の事務を実施。

【令和5年度内容】引き続き、新たな放置等禁止区域の指定、係留許可等の事務を継続。また、係留保管場所届出制度を全面開始。

#### カ 港湾環境整備事業 [港湾漁港整備課]

港湾のアメニティを高め、人々が集い、賑わい、やすらぐ場とするため、緑地などの環境整備を行っています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】広島港で整備した干潟のモニタリングを実施。

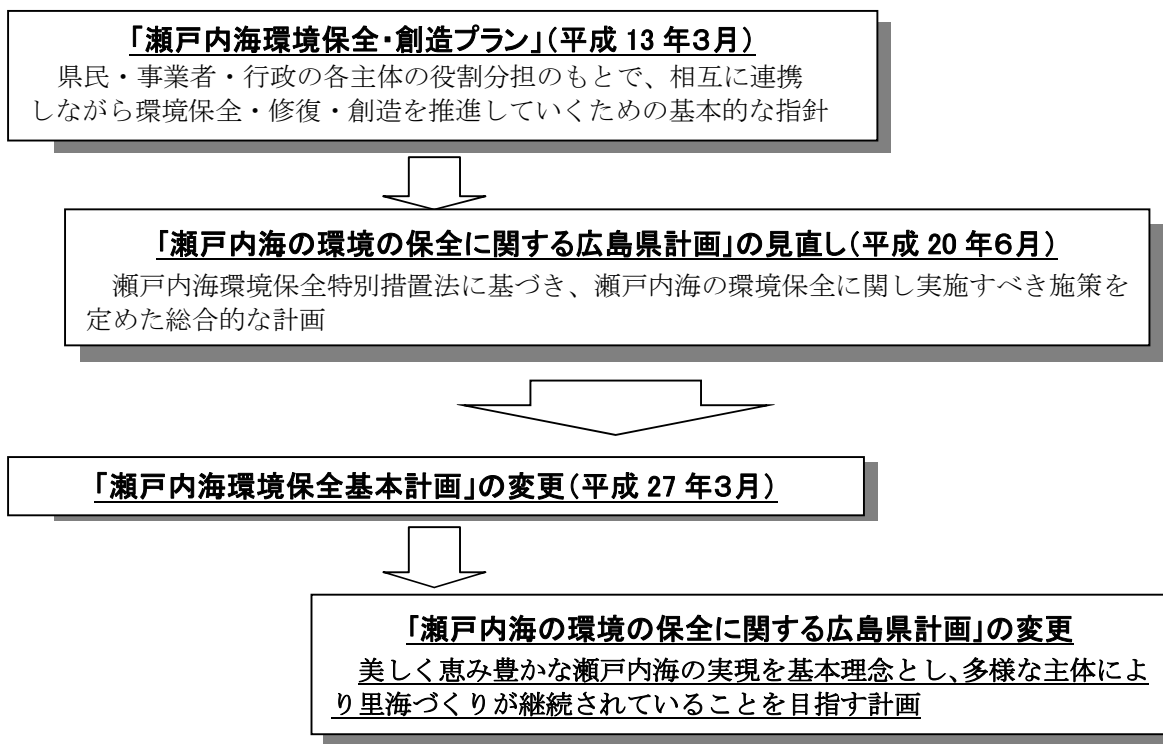
### (3) 瀬戸内海の環境保全の推進

#### ア 環境保全・創造施策の推進 [環境保全課]

「瀬戸内海環境保全・創造プラン」及び「瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画」に掲げる各種施策を総合的に推進しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画を推進するため、引続き施策の進行状況の把握及び取りまとめを実施。平成27年3月に国基本計画が変更されたため、これを受け、平成28年10月、県計画を変更。

図表 4-1-6 【瀬戸内海環境保全・創造施策の展開】



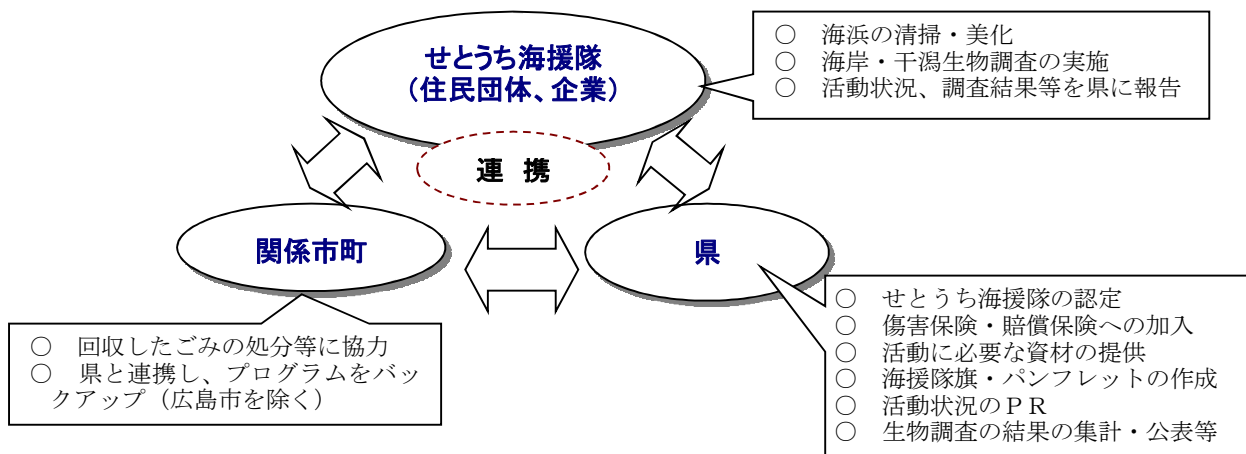
資料：県環境保全課

イ セとうち海援隊支援事業 [環境保全課]

海浜における環境保全活動（海浜清掃・美化及び海岸・干潟生物調査）を実施する団体等を「せとうち海援隊」として認定し、活動に対し、①傷害保険、賠償保険への加入、②活動に必要な資材の提供、③活動状況のPR等により支援しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】市町と連携しながら、傷害保険への加入、活動状況のPR等によりせとうち海援隊の活動を支援。（令和4年度末の認定団体：39団体）

図表 4-1-7 セとうち海援隊制度における各団体の役割



ウ 「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」、「(公社)瀬戸内海環境保全協会」への参画 [環境保全課]

関係府県・市・漁協・環境保全団体と連携して瀬戸内海の総合的な環境保全対策、瀬戸内海再生のための取組等を行っています。

【令和4年度実績】瀬戸内海の共通課題等に係る協議検討、瀬戸内海の環境保全・再生に関する国への要望や、「里海づくり」支援事業・調査研究などを実施。

【令和5年度内容】引き続き、関係府県等と連携して広域的な取組を推進。

※ 関連事業：下水道の整備促進（P66）、農業・漁業集落排水処理施設の整備促進（P67）、浄化槽の整備促進等（P67）、排水規制等の実施（P68）、水産基盤整備事業（P96）、放置艇の解消（P97）、港湾環境整備事業（P97）

（4）プラスチックごみの海洋流出防止対策：再掲（P79）



## もみのき森林公園の見直しについて

もみのき森林公園は、設置から30年以上が経過し、利用者ニーズに対応できていない施設があることなどから、時代のニーズに対応し、新たな魅力を創出できるよう、運営体制や施設機能の見直しを行っています。

令和5年度は、令和6年4月からの新たな運営開始に向け、施設機能の見直しに伴う工事等を進めています。

### □運営体制の見直し

もみのき森林公園は、平成17年の指定管理制度導入以降、県の指定管理施設として、管理運営を行ってききましたが、新たに民間の活力を導入した新たな施設運営を行うため、令和6年度から「民間活用エリア」と「自然公園エリア」に区域分けし、民間活用エリアは事業者による独立採算制、自然公園エリアは従来どおり指定管理制度を採用し、両エリアを同じ事業者が一体的に管理・運営していくこととしました。

この取組を通じ、新たな運営事業者による投資と創意工夫により新たな魅力が創出され、収益を再投資することで、時代の変化に対応した管理・運営が行われることを目指しています。

エリア	事業内容
民間活用エリア 【今回新たに導入】 ※事業者からの提案により公園内の 任意の敷地に設定	・創意工夫を活かし、事業者自らの投資により、施設を整備 ・再投資などにより、時代の変化に対応した管理・運営 (独立採算)
自然公園エリア ※民間活用エリアを除くエリア	施設の維持管理・運営

### □施設機能の見直し

公園設置当時と比べて社会は大きく変化し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経て、今後も社会ニーズは変化していくと考えられます。

また、施設の老朽化が進んでおり、利用が低迷している施設や利用者のニーズに合っていない施設もあります。

これらの施設を時代のニーズに沿った形で利用できるよう、四季を通じて公園の魅力を感じられるようにサービスを見直したり、新しいライフスタイル需要に応えるサービス、公園の過ごし方の選択肢を増やす取り組みを進めていきます。

詳細については、県のホームページ等でお知らせしていきます。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/j-j1-recnew-shisetsu-kohyou-mominoki-mominoki-kohyou.html>



新しいライフスタイル需要に応えるサービス



新しいタイプの宿泊施設



## 第2節 生態系の健全な維持管理

## 【現状と課題】

本県は、中国山地を形成する1,000m級の山々の北部積雪地帯とそれに続く内陸の台地、気候温暖な瀬戸内沿岸部や島しょ部からなり、その複雑な地形と多様な気候によって、豊富な生物相を有しています。一方で、県内に生息する1万6千種を超える野生生物のうち、絶滅のおそれのある野生生物として1,161種（うち41種は既に絶滅）が選定され、そのうち緊急に保護対策を要する野生生物としてミヤジマトンボなど動物7種、ヤチシャジンなど植物4種が「野生生物の種の保護に関する条例」により、指定野生生物種等に指定されています。

こうした希少な野生生物について、生息・生育状況等の現状を把握するとともに、野生生物に関する情報の提供を行い、野生生物保護思想の普及啓発を行う必要があります。

また、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」や「野生生物の種の保護に関する条例」に基づき、野生生物の保護を進めるとともに、鳥獣保護区や野生生物保護区の指定などにより、生息・生育域の保全を図る必要があります。

一方、ニホンジカやイノシシなどの一部の野生鳥獣については、農林業への深刻な被害が生じており、また、ツキノワグマによる人身被害が発生するなど、適切な個体数管理が求められています。

また、海外から持ち込まれた外来生物が、人間の生活や生態系に大きな影響を及ぼしており、本県においてもアライグマやアルゼンチンアリ、セアカゴケグモなどの特定外来生物の生息が確認されており、生息域の拡大を防止する必要があります。さらに、平成29年6月に国内で初めてヒアリが確認されており、ヒアリの侵入初期段階での徹底的な防除及び拡散を防止する必要があります。

これらの課題について、総合的かつ計画的に対策を実施するため、平成25年3月に策定した「未来へつなげ命の環！広島プラン～生物多様性広島戦略～」に基づき、生物多様性の保全及びその持続可能な利用を図ることとしています。

図表 4-2-1 絶滅のおそれのある野生生物の種の選定状況（令和3年度）

分類群	県内 種数	カテゴリー別種数					選定 種数
		絶滅	絶滅危惧I類	絶滅危惧II類	準絶滅危惧	情報不足等	
種子植物・シダ植物	2,928	4	111	153	151	38	457
コケ植物	719	0	37	9	5	3	54
藻類	1,258	0	1	2	13	16	32
地衣植物	382	1	3	5	7	0	16
菌類	700	0	7	9	26	0	42
海藻類	約200	0	3	1	1	5	10
哺乳類	43	2	7	5	8	1	23
鳥類	302	1	6	9	17	14	47
爬虫類	16	0	0	1	4	0	5
両生類	19	0	1	8	4	1	14
魚類	548	2	9	9	21	16	57
昆虫類	8,318	15	43	48	89	36	231
貝類	708	16	40	25	22	27	130
その他無脊椎動物	412	0	4	4	21	14	43
合計	16,553	41	272	288	389	171	1,161

資料：県自然環境課

図表 4-2-2 指定野生物種等の指定状況

種名	分類	種名	分類
ツキノワグマ	哺乳類	ヒメシロチョウ	昆虫類
アビ類 (シロエリオオハム、オオハム、アビ)	鳥類	ミズニラ (シナミズニラを含む。)	シダ類
ダルマガエル	両生類	オグラセンノウ	種子植物
スイゲンゼニタナゴ	淡水魚類	ツルマンリョウ	〃
カワシンジュガイ	陸淡水産貝類	ヤチシャジン	〃
ミヤジマトンボ※	昆虫類	計11種類 (※は特定野生物種。)	

資料：県自然環境課

図表 4-2-3 野生鳥獣による農作物被害額

(単位：百万円)

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
イノシシ	298	289	302	286	354	358	305	255
シカ	42	35	33	42	44	53	48	52
サル	8	11	8	7	5	10	10	5
その他獣類	9	9	12	9	12	16	14	15
鳥類	56	53	52	45	61	76	83	75
計	413	397	408	389	476	513	461	402

\*端数処理により合計が一致しない場合がある

資料：県農業技術課

**【成果指標】**

担当課	指標項目(内容)	単位	基準年度 (R1)	現状値 (R4)	目標値 (目標年度)	目安	指標の 達成率	進捗 状況
自然環境課	レッドデータブックひろしま掲載数	種	—	1,161	設定なし	—	—	—
自然環境課	自然観察会への参加者数	人/年	—	5,745	設定なし	—	—	—
自然環境課	イノシシ年間捕獲頭数	頭/年	29,531	33,064 <sup>※1</sup>	35,000以上 (R4)	35,000	94.5%	概ね達成
自然環境課	ツキノワグマ年間除去頭数	頭/年	189	137 <sup>※2</sup>	135以内 <sup>※2</sup> (R4)	135	98.5%	概ね達成

※1 速報値

※2 広島県、島根県、山口県の合計

**【取組状況】**

**(1) 生物多様性の保全活動の推進**

**ア 広島県生物多様性保全推進事業** [自然環境課]

生物多様性の保全を図るためには様々な主体が連携した継続的な取り組みが求められます。このため、県内の野生生物の現況調査や希少種保護団体への活動支援を実施しています。

**【令和4年度実績・令和5年度内容】** 県内の野生生物の現況を把握するため、県野生生物保護推進員による調査を支援。ヒョウモンモドキ保全地域協議会及び芦田川水系スイゲンゼニタナゴ保全地域協議会への参画。

**イ 八幡湿原自然再生事業** [自然環境課]

西中国山地国定公園の八幡湿原地域は、乾燥化が進みつつあるため、損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、自然再生事業を行っています。

**【令和4年度実績・令和5年度内容】** 八幡湿原自然再生協議会等との連携により、再生整備後の再生状況の経過観察や環境学習への活用を促進。ニュースレターの発行。年間を通じて自然再生地での地下水位を観測しデータを分析。

**ウ 愛鳥週間ポスター募集** [自然環境課]

鳥獣保護の意識啓発のため、小学生、中学生、高校生を対象に愛鳥週間のポスターの原画を募集し表彰しています。

**【令和4年度実績・令和5年度内容】** ポスターの原画を募集し、鳥獣保護の意識啓発を実施。

令和5年度愛鳥週間ポスター特選（令和4年度募集分）

		
<p>安芸太田町立戸河内小学校 6年 濱田 柚稀</p>	<p>東広島市立中央中学校 1年 中村 秋翔</p>	<p>如水館高等学校 2年 中串 沙世</p>

エ 道路改良により生じる法面の自然植生の回復 [道路企画課、道路整備課]

【令和4年度実績・令和5年度内容】道路法面の緑化については、生態系への影響などを考慮して、周辺の植物を用いた植栽や在来種による植生を実施。

(2) 野生生物の現状の把握及び対策の推進

ア ミヤジマトンボの生息環境の整備 [自然環境課]

緊急に保護を要する種として「野生生物の種の保護に関する条例」において唯一「特定野生生物種」に指定されているミヤジマトンボの絶滅を回避するため、生息環境を整備するとともに、幼虫の人工孵化・飼育を行っています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】専門家、関係機関で構成するミヤジマトンボ保護管理連絡協議会において、生息地の環境整備等について検討し、生息環境の整備（獣害防止柵の設置、潮汐湿地への水路確保等）及び絶滅リスク分散のための生息域外保全（人工孵化・幼虫飼育）を実施。また、新生息地創出に取り組む。

イ 外来生物の生息域の拡大防止 [自然環境課]

外来生物による生態系のかく乱及び農業被害・生活被害の防止に努めています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】連絡会議において情報交換を行うことにより市町の自主的な防除の取組を促進。また、セアカゴケグモ及びヒアリの防除等に係る指導を実施。

ウ 道路事業における野生生物に対する配慮 [道路企画課、道路整備課]

【令和4年度実績・令和5年度内容】規模の大きな道路事業等を進める際、環境アセスメントを行い、猛禽類等、レッドデータブックに記載されている希少種等を調査し、存在が確認された場合には、生育環境等を勘案してルート等を決定。

(3) 人と野生鳥獣の調和的共存の推進

ア 特定鳥獣保護管理計画の推進 [自然環境課]

イノシシとニホンジカについては、農林作物の被害が依然として高い水準にあるなど、人の生活や経済活動と野生動物との軋轢の解消を図るため、適切な管理（個体数調整を含む。）が求められています。

ツキノワグマについては、人身被害の防止を図りつつ、西中国山地に生息する地域個体群の保護管理を山口県・島根県とともに3県共同で実施しています。

【令和4年度実績】ニホンジカの生息状況調査（糞塊密度調査）、出没の予測や住民等への注意喚起を行うためのツキノワグマの餌食物である堅果類の豊凶調査、ツキノワグマの生態等に関する正しい知識と人身被害を回避するための知識の習得に係る学習会を実施。

【令和5年度内容】大型獣への対応に関し住民への普及啓発に必要な知識・技術を習得する職員研修を実施。人と野生動物の調和的共存を図るため、科学的なデータに基づいた総合的な野生動物の保護管理を推進。

イ クマレンジャー事業 [自然環境課]

クマ出没地域周辺のパトロール等を実施することにより、ツキノワグマの里山への定着化を防止し、人身被害発生の危険性を軽減します。

【令和4年度実績・令和5年度内容】クマ出没地域周辺のパトロール等を実施。

ウ ツキノワグマの対策協議会の運営 [自然環境課]

保護管理対策を円滑に実施するため、県と関係市町で構成する「県ツキノワグマ対策協議会」で、保護管理対策を検討・実施するとともに、ツキノワグマによる人身事故被害者への見舞金制度を実施しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】構成11市町とともに、保護管理対策について検討・実施。

エ 鳥獣保護区等の設定 [自然環境課]

狩猟による鳥獣の捕獲を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全・管理及び整備するため、第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区等を設定しています。

【令和4年度実績】鳥獣保護区(97か所 57,349ha)。

【令和5年度内容】鳥獣保護区(97か所 57,349ha)。